

令和元年

第53回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）会議録

会 期	令和元年11月12日	開会
	令和元年11月12日	閉会

令和元年第53回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会会期日程表

開会 11月12日 会期 1日間
閉会 11月12日

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	11月12日（火）	本会議	午前11時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案の審議 報告第4号 専決処分の報告について 議案第14号 沖縄県介護保険広域連合成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 議案第15号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第16号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号） 発議第1号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書 閉会

第 1 目 目

1 1 月 1 2 日 (火)

令和元年第５３回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）会議録

令和元年第５３回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）は、令和元年１１月１２日（火）沖縄県介護保険広域連合（会議室）に招集された。

１．開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和元年１１月１２日　：　午前１１時００分）

閉会（令和元年１１月１２日　：　午前１１時３５分）

開会の宣告（議長　田仲　康榮）

閉会の宣告（議長　田仲　康榮）

２．応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
１	山　川　安　雄
２	吉　浜　　　覚
４	與那嶺　　透
５	崎　浜　秀　進
６	山　城　良　一
７	仲　間　信　之
８	仲　間　ト　ム
９	島　袋　義　範
１０	小　嶋　勝　喜
１１	伊　　　正　徳
１２	森　山　　　悟
１３	伊　計　裕　子
１５	喜屋武　すま子

議席番号	氏　　名
１６	比　嘉　麻　乃
１７	徳　田　将　仁
１８	石　垣　大　志
１９	新　垣　一　史
２０	宮　平　喜　文
２１	上江洲　智　章
２２	渡　口　　　亮
２３	垣　花　恵　忠
２４	親　川　　　清
２５	吉　永　　　浩
２６	砂　川　泰　秀
２８	神　谷　嘉　栄
２９	田　仲　康　榮

３．不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
３	池　原　　　太
１４	宮　里　　　歩
２７	宜　保　安　孝

議席番号	氏　　名

４．出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	金 城 裕 樹
総 務 課	仲 座 円

課 名	氏 名
総 務 課	大 村 健 太
総 務 課	与那覇 大二郎

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

職 名	氏 名
広域連合長	新 垣 邦 男
副広域連合長	
副広域連合長	赤 嶺 正 之
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	具志堅 兼 栄
総 務 課 長	大 城 朝 敏

職 名	氏 名
業 務 課 長	大 城 善 則
会 計 課 長	野 原 学
認定課長兼中部 調査認定事務所長	與那覇 準
南部調査認定 事務所長	與那嶺 稔
北部調査認定 事務所長	東 江 隆 路

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

報告第4号 専決処分の報告について

議案第14号 沖縄県介護保険広域連合成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

議案第15号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）

発議第1号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見
書

令和元年第 5 3 回議会（臨時会）議事日程（第 1 号）

1 1 月 1 2 日（火） 午前 1 1 時 開会

日程	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4	報告第 4 号	専決処分の報告について	即 決
5	議案第 14 号	沖縄県介護保険広域連合成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	即 決
6	議案第 15 号	沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	即 決
7	議案第 16 号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	即 決
8	発議第 1 号	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書	即 決

○議長 田仲康榮 ただいまから令和元年第53回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を開会致します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。

広域連合長。

○広域連合長 新垣邦男 皆さん、こんにちは。本日は、令和元年第53回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。広域連合の運営については、日ごろから議員の皆様のご配慮とご協力をいただき、順調に運営できております。この場をおかりして、感謝を申し上げます。

皆様ご承知のとおり去る10月31日に世界遺産である首里城が焼失をしてしまいました。沖縄県民の心のよりどころである首里城の焼失は、県民初め県外の皆様にも非常に大きな悲しみを与える出来事でありました。一日も早い再建を願っております。また、広域連合と致しましても再建に向け、できることから取り組んで参りたいと思っております。

さて、本議会にご提案しておりますのは、報告1件、議案4件、計5件となっております。また、議員発議による議案として、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書が提出されたことについては、広域連合の重要課題として認識をし、議会みずから取り組んでいただいたことに対し、深く感謝を申し上げます。議案等の内容については事務局長から提案理由説明の中で申し上げますので、これからの提案につきましてはご審議をいただき、いずれも原案どおり議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 広域連合長、ありがとうございました。それでは引き続き会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番 仲間トム議員及び9番 島袋義範議員を指名致します。

日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日の1日間に決定を致します。

日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されていますので、事務局にて閲覧に供しております。

陳情が1件届いており、議会運営委員会にて資料配付とすることになりましたので、お配りをしております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号 専決処分の報告についてを議題と致します。

報告を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 皆さん、おはようございます。報告第4号 専決処分の報告についてご説明します。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された「法律上広域連合の義務に属する1件100万円以下の損害

賠償額の決定並びに訴訟物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停」に基づき、広域連合長において令和元年10月7日に車両事故により生じた損害賠償額を専決処分したことから、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

事故の概要は、令和元年5月13日に宜野湾市我如古地内の道路で介護保健保険料徴収員が運転する車両がブレーキ操作の誤りにより、信号待ちで停車中の車両に追突し、破損させたものであります。双方の過失割合は10対0で、広域連合車両が10であります。損害賠償の相手方は私人で、損害賠償額は25万円であります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 田仲康榮 これで報告を終わります。

日程第5 議案第14号 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第14号 沖縄県介護保健広域連合成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明します。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法第16条欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることにより、広域連合の条例について所要の改正を行う必要が生じたことから関係する条例改正を一括して提案するものであります。

第1条の沖縄県介護保険広域連合職員の分限に関する条例の一部改正については、欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されるこ

とに伴い、条例の引用条項を整理するものであります。

第2条の沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部改正については、欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、期末手当、勤勉手当及び求職者の給与の支給に係る欠格条項の規定を削除するものであります。

第3条の沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正については、欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、条例の引用条項を整理するものであります。

この条例は、令和元年12月14日から施行します。新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第14号 成年後見人等の権利の制限

に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第15号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本条例については、令和元年給与改定について人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告並びに構成市町村の給与改定の状況等を勘案し、広域連合の条例についても所要の改正を行う必要が生じたことから提案するものであります。

なお、この条例は当広域連合で採用された職員が対象となっており、構成市町村から派遣されている職員については、構成市町村の給与条例が適用されることとなっております。

議案説明の前に、令和元年給与改定における人事院及び沖縄県人事委員会の勧告内容を説明させていただきます。本年の勧告については、人事院と沖縄県人事委員会の勧告内容が異なっております。人事院の給与勧告は、民間企業との給与格差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額の上昇と勤勉手当（0.05月分）の上昇を行うこととなっております。また、手当については住居手当で、支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げることとし、上限の引き上げにより手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を施すこととなっております。一方、沖縄県人事委員会は、民間企業との給与格差を埋めるための初任給及び若年層の俸給月額の上昇は勧告

しておりますが、期末勤勉手当については、民間の支給割合とおおむね均衡していることから、改定をしないことしております。

住居手当については、支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げることについては、人事院勧告と同様であります。しかし、経過措置については人事院勧告の、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を施すことに対し、県人事委員会勧告では住居手当の支給月額が1,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和5年3月31日までの間、段階的に住居手当の支給に関し、所要の措置を講ずることとしております。

今回の給与改定のように、国の人事院勧告と県の人事院勧告が異なる場合、人事委員会を置いていない市町村の給与改定に関する取り扱い等については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果などを参考に、適正な改正を行うこととなっております。当広域連合については人事委員会を設置していないことから、人事委員会を置いていない市町村に倣い、県の人事委員会勧告に基づき給与改定を行うこととしました。

それでは議案についてご説明致します。

第12条第1項の改正については、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、「1万2,000円」から「1万6,000円」に改めるものであります。同条第2項の改正は、家賃額の下限を4,000円引き上げたことにより、家賃額の算出基礎を改正するものであります。別表の給料表については、国の給与改定後の行政職俸給表（一）に改めるものであります。

附則については、附則第1項が条例の施行期日、附則第2項が住居手当の支給に関する経過措置、附則第3項が給与の内払いについての規定となっております。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第15号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第16号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）について、ご説明します。

一般会計補正予算（第2号）は、既存の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,295万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を13億1,301万8,000円とするものであります。今回の

補正は、主に給与改定等による人権費と外部からの広域内サーバーへの不正アクセスを防護するための情報保護システム機器購入費等を増額するものであります。

歳入歳出補正予算の内容については、事項別明細書でご説明をします。

まず歳入についてご説明をします。5ページをお開き下さい。3款2項2目国庫補助金317万1,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る国庫補助金であります。

4款2項1目事業費補助金171万6,000円は、離島等支援事業の事業費の見込み増に伴い、離島等介護サービス確保渡航費等補助金を増額計上するものであります。

7款1項1目財政調整基金繰入金1,806万8,000円は、歳出に対する歳入不足を補うものであります。

次に、歳出についてご説明をします。6ページをお開き下さい。2款1項1目一般管理費1,960万5,000円は、2節給料、4節共済費は給与改定等に伴う増減であります。13節委託料のうち、システムカスタマイズ費48万4,000円は、財務会計システムの改修に係る経費であります。情報保護システム保守委託料600万円と18節備品購入費1,300万円は、不正アクセスを防護するための情報保護システム機器購入費と保守委託料を追加計上するものであります。

2款2項1目賦課徴収費67万3,000円は、職員の産前産後休暇に伴い臨時職員の賃金等を計上するものであります。

7ページをお開き下さい。2款6項1目趣旨普及費8万7,000円は、広報紙の配布手数料を追加計上するものであります。

2款7項1目離島等支援事業費256万6,000円は、離島等支援事業において新規委託や既存事業所の実績見込みに伴い、委託料を増額するものであります。

2款8項1目障害支援区分認定等事業費2万

4,000円は、給与改定による人件費であります。

8ページから10ページまでの給与明細書については、給与改定等に関するものですが、ご説明を省略させていただきます。

以上で一般会計補正予算（第2号）のご説明とします。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

11番 伊正徳議員。

○11番 伊正徳 それではお願いします。歳出の7ページ、総務費の離島等支援事業と、そして先ほどの別紙の添付資料のほうまで質疑をするには、黄色のほう、総務費の下の方の障害支援区分認定等事業費を確認したいと思います。

まず離島等支援事業が約250万円となっておりますけれども、今説明を受けたのですが、新規事業等、あるいはサービス等とありますけれども、渡航費が主だと説明はあるのですが、新たな新規がそこに発生したのでしょうか。まずはお聞きします。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 お答え致します。

主に新規事業が増えたことによる増加分でございます。訪問リハビリテーションが2事業所、それから福祉用具貸与が2事業所、居宅介護支援事業所が2事業所で5町村、6事業所が増えております。

○議長 田仲康榮 11番 伊正徳議員。

○11番 伊正徳 わかりました。

では、下の障害支援区分認定等事業費ですけれども、これは給料、職員手当ですけれども、別に義務的な経費と思うのですが、第1号補正で減になって、さらに今回また増になった理由

と、そして後ろの添付資料、職員数が47名になっているのは、48名ですが47名になっている。何か関連はあるのでしょうか。一括して両方説明を求めます。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 増額になっておりますが、今回給与改定に伴って障害認定区分の職員分については給与増がありましたので、補正増となっております。

あと職員の人数についてですが、広域連合は今職員については48名いるのですけれども、47名の理由が、1人が今育休でお休みをしているということで、予算上は47名となっております。以上です。

○議長 田仲康榮 11番 伊正徳議員。

○11番 伊正徳 となると、47名の職員として1人は今計上されていない形ですけれども、補正前はどのように47名になるのですか。48名ではないのですか。どちらでしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

今回補正で職員が減になったというわけではなくて、本年度の4月からずっと育児休業中ということで、補正前も補正後も47名となっております。以上です。

○議長 田仲康榮 ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）を採

決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第16号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第1号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

25番 吉永浩議員。

○25番 吉永 浩 発議第1号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書。

本広域連合は平成15年4月の設立以来、高齢者が住みなれた地域において、生涯を通して自分らしく健康で明るく社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて着実に成果を上げてきた。特に事業実施に当たっては、広域連合を構成する29市町村のうち、約半数近くが離島地域及び小規模町村であり、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実績・実情が異なることから、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点を持って、保険者機能の強化等に努めてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては介護福祉人材の確保が厳しく、利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正(平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行)において、居宅介護支援事業所におけ

る管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定めているが、介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、選任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が主任介護支援専門員研修70時間を受けることであるが、経過措置期間が3年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止、または休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うとともに、沖縄県の介護サービス基盤強化に大きく貢献していることから、高齢者が住みなれた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては沖縄県のこのような状況を鑑み、下記の事項について十分な措置を講じられるよう、強く要請する。

記、1、居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日まで)延長すること。2、介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように、環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年11月12日、沖縄県介護保険広域連合議会。

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

○議長 田仲康榮 暫時休憩します。

休 憩 (午前11時31分)

~~~~~

再 開 (午前11時31分)

**○議長 田仲康榮** 休憩前に引き続き再開します。

25番 吉永浩議員。

○25番 吉永 浩 ただいまの説明したものを提案させていただきます。

発議第1号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書。

上記の議案を沖縄県介護保険広域連合議会規則第14条の規定により提出します。

令和元年11月12日、沖縄県介護保険広域連合議会議長田仲康榮様。

提出者、沖縄県介護保険広域連合議会議員吉永浩。賛成者、沖縄県介護保険広域連合議会議員森山悟、比嘉麻乃。以上です。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって発議第1号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第1号の議案の取り扱いが議長に一任していただきたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。それでは、そのように決定を致します。

お諮り致します。本臨時会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定を致しました。

これで本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。

令和元年第53回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を閉会致します。おつかれ様でした。

閉 会（午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

田 仲 康 榮

署名議員（議席番号8番） 仲 間 ト ム

署名議員（議席番号9番） 島 袋 義 範